

公園を活用した健康づくり事業功労団体に対する表彰要綱（案）

（目的）

第1条 公園を活用した健康づくり事業において、長年にわたり積極的に活動を続け、その功績が顕著であると認められた団体を表彰することにより、本事業の推進を図るものとする。

（表彰の種類）

第2条 市長表彰状（様式第1号）とする。

（対象者）

第3条 表彰の対象となるものは、本事業の活動においてその功績が顕著な次に掲げる団体で、表彰をしようとする年度に属する4月1日時点において、以下の要件を満たすものとする。

（1）公園を活用した健康づくり事業の協力ボランティア団体として、活動を主体的に、継続的に実施していること。

（2）活動歴が通算10年以上であること。

（3）公序良俗に反する活動を行っていないこと。

（4）暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団をいう）等の反社会的勢力に所属せず、また暴力団の利益となる活動を行っていないこと。

（5）同一の表彰を過去に受けていないこと。

（表彰の手続き）

第4条 関係者が候補団体を推薦するにあたっては、前条の要件を満たすことを確認のうえ、功労団体推薦調書（様式第2号）により、地域保健課へ提出するものとする。

（選考会）

第5条 公園を活用した健康づくり事業功労団体の選考及び表彰に関し必要な事項を検討するための選考会（以下「選考会」という。）を置く。

（組織）

第6条 選考会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）健康部長

（2）健康部副参事

（3）地域保健課長

（4）その他必要と認められる職員

（選考）

第7条 選考会は、必要のつど健康部長が招集する。

2 選考会に幹事を置き、幹事は地域保健課長をもってあてる。

3 選考会において、公園を活用した健康づくり事業功労団体として表彰団体を選定したときは、その結果を市長に報告する。

（決定）

第8条 市長は、前条第7条の報告を受けたときは、表彰団体を決定する。

（承認）

第9条 市長は、表彰団体が決定したときは、その結果について公園を活用した健康づくり事業検討会議で報告し、承認を得る。

(通知)

第10条 市長は、前条第10条で承認を得られたときは、表彰が決定した旨を、公園を活用した健康づくり事業功労団体表彰（承認・不承認）決定通知書（様式第3号）をもって関係者に通知する。

(表彰)

第11条 市長は、前条により決定した当該団体を功労団体として表彰する。

(公表)

第12条 市長は、市ホームページ等で表彰結果を公表する。

(庶務)

第13条 この要綱に関する庶務は、地域保健課において処理する。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。